
日程第15 議案第53号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第15、議案第53号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第53号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、政策や事務事業に関して専門的な知識や経験等を有する方々から指導助言及び支援を受けるため、加美町政策アドバイザーを新たに設けたく、報酬額を規定しております条例の別表に加える改正をするものであります。

政策アドバイザーは、まちづくり、新エネルギー、産業振興、防災対策、芸術文化、その他必要と認める分野の計6つの分野により、それぞれ必要に応じて委嘱をし、加美町を善意と資源とお金が循環する人と自然に優しい町にしていくため必要な指導、助言及び支援をいただくものであります。具体的には、芸術文化の分野では、中新田文化会館のホールマネジャーとして、東京交響楽団エグゼクティブマネジャーの金沢先生、防火対策の分野では東北大学公共政策大学院の島田先生、新エネルギーの分野では東北大学名誉教授の新妻先生、まちづくりの分野では、早稲田大学の後藤先生などを候補予定者としてお願いをしたいと考えているところでございます。

以上、進めていく上で、場合によっては政策アドバイザーとしてではなく、業務委託による場合も出てくると思いますが、より専門的な立場と経験からご指導をいただきたいと考えております。

お手元に議案資料としてその概要を記した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） これは費用弁償の中に日当というものも入っておりますけれども、まずもって、日額報酬及び費用弁償が日帰りを想定したものかどうか。それから、東京の方と仙台の方がいらっしゃいますが、日当の日額は幾らなのか。1泊する場合のその場合の基準という

か、時間とか何か基準とかはどうなっているのか。それから、遅くなって泊まった場合、次の日が会議がない場合の日当などは、費用弁償などはどうなるのか。以上お聞かせ願いたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

最初に、日帰り分、それから、日額並びに基準というところで、まず、日帰りにつきまして、こちらは日額の設定ですので、日帰りでもこの金額以内で定めるということにしております。ですから、1日当たりの金額というふうな判断で、金額については、その先生によって決め方は変わります。それから、旅費につきましては費用弁償、泊まりの場合は費用弁償で日当及び旅費が支給されるというふうな形でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） お聞きしたのは、まず、日当の額ですね。それから、例えば夜、夕方、帰りが遅くなってしまふような場合に、仙台からの方でも泊まりがあるのかどうか。それから、泊まった場合、次の日、会議がないときに次の日の日当などはどういうふうな形で発生するのかとかいうことをお聞きしたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 設定した時間で頼みます。ですから、おくれても1日だけの時間で対応させていただくということです。

それから、もう1点が、額の考え方ですか。額の考え方は、先ほど申し上げたんですけれども、こちらの一般の日当と同じ考え方で支給いたします。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） もうちょっとあれなんですけれども、細かい話で申しわけないんですけども、要するに、当日だけで会議が終わってしまったときの、例えば1日分できょうは済まされました。それが終わったんだけど、ちょっと遅くなってしまったので、1泊して次の日帰るとした場合の次の日の報酬は発生するのかどうか。そういうことです。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 発生いたしません。その日だけということです。

○議長（一條 光君） 11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） それぞれの分野で政策アドバイスがあるかと思いますが、まちづくり、

あるいは芸術、防災、それぞれアドバイスがあるかと思いますが、それはそれでいいとして、まちづくりの大きな一つのくくりを考えた場合、やはり、各分野の整合性、あるいは総合性、関連性を持ってやったほうがより運用されると効果があるし、実効性の高いものになるんだろうと思いますが、その辺、どうお感じになるか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お答えいたします。

佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。ですから、これは整合性等を図っていかなければなりませんので、今回、予定としておりますのは後藤晴彦先生でありますけれども、ほかさまざまな、今、協定締結を進めています宮城大学との協力も今後いただきたいと思いますので、そういうところはきちっと調整を図りながら、整合性を保ちながら、取り組んでいきたいと思っています。場合によっては複数のアドバイザーが委嘱になるということも今後あり得るかと思えます。いずれにいたしましても、整合性をとって進めてまいりたいと思います。

○議長（一條 光君） 11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 今の縦割り行政、あるいは所管による障害を克服しなければならない部分もあるかと思いますが、この点についてはどう取り組むお考えですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさにまちづくりといいますのは、さまざまな部署がかかわってまいります。こういった行政はどうしても縦割りと言われておりますし、実際、そういったところがあるのも事実であります。できるだけこういったものをなくして、横断的な対応をとってまいりたいと思っています。例えば今回の商店街にぎわいづくり委員会にいたしましても、これは商工観光課が中心所管課でありますけれども、ここにまちづくり推進課も加わり、あるいは各支所も担当の方に入っていただくというような形で横断的にこれも取り組むということにしておりますし、そのほかのこれから取り組むまちづくり、100年運動についても、これもいわゆる森林の活用、林業の再生、こういったことも出てきますから、当然、これは農林課等もかかわりが出てきますものですから、こういったものを横断的にこれはやっていきたいというふうに思っています。また、前回、副町長が答えたように、プロジェクトチームということで、1人1プロジェクトというふうに今言っておりますけれども、さまざまなプロジェクトを立ち上げて、そこに自分の職務にかかわりなく職員が関心の高いプロジェクトチームに加わって、そして、横断的に、まさに部署を度外視した形で議論を深めていく。そういったものを政策に生かしていくという取り組みもしてまいりますので、議員おっしゃるように、縦割りの弊害がな

いように進めてまいりたいと思います。

○議長（一條 光君） 11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） せっかくこういったことに取り組むわけでありますから、ぜひ、総合型の自治基本条例の体系づくりに持っていくべきだと思いますが、どうお考えでありますか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 住民自治基本条例、これはまさに私の公約の一つでもありますので、これを実現してまいりたいと思っております。今、いろいろと勉強をさせているところであります。ただ、大事なことは、住民自治基本条例をつくったものの、何か、つくって、それで果たしたと、達成したというふうになりがちでございますので、これはいわゆるまさに住民自治というものを、協働のまちづくりというふうな理念の中で、住民自治というものを具体的に進めていきながら、そして、基本条例をつくっていくというふうな形で、住民自治基本条例ありきではなくて、実際にそういった協働の実績というものを積み重ねながら、そういったものに結びつけていきたいと、取り組みたいというふうに思っています。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 委嘱期間については、どういうことですか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 委嘱につきましては、年度、年度の更新を前提としておりまして、予算に合わせて1年契約、必要であれば、次年度の契約をもって進めるというふうな形で検討しております。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町長、かつて本間町長の時代にバツハホールを建てたときも、並柳ホープ住宅を建てるときにも、その委員に京都大学教授とか、東大教授とか、早稲田の教授とか、優秀な人たちを1人ぐらいつつ入れたんですね。今、最初来たとき日当を高く払って、そして、何かわからないとき、夜電話かけて聞けばただと言うんだな。何ぼでも教えてよこす。職員にも電話をかけて聞けというんだ、わからないことは。東大教授、京大、一流の人たちを委嘱しているから教えてよこすというんだね。アメリカなら値段高いから来るけれども、日本は取られないからたまげていいものですということを言っていたので、それは長く使ったほうがいいですよ。わからないことを教えられればいいんだから、専門の人たちですから。いかがですか、その辺は。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ありがとうございます。そのようにしていきたいと思えます。

何度か私引き合いに出しました金山町ですけれども、これはやはり、まちづくりのとき、東京芸大の先生方のご協力を仰いでやってまいりました。今でもそれが続いているんですね。加美町もかつてはそうだったと聞いておりますけれども、途中、途切れてしまったものですから、やはり、これは今近藤議員がおっしゃるように、また、金山町がそうであるように、やはりこれは長くご指導あるいはご相談に乗っていただくというふうなつながりを持っていく必要があると思えますので、そのようにさせていただきます。以上であります。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。17番高橋源吉君。

○17番（高橋源吉君） こちらの資料を見ますと、6分野、まちづくりから芸術文化、それから、これは分野に入るのかどうか、町長が認めるところとあるわけなんですけれども、この町長が必要と認める分野というのは、今の時点でどういったものを想定しているのか。それから、今まで町長の説明を聞きますと、一つの分野で複数もあり得ると、運用に当たっては、やっぱり、人数のそれなりの制限なり、節度をもって運用していかないと、何もかにもアドバイザーというふうになるおそれはないのかどうか。それから、いろいろな、これから町長も政策を進めていく中であって、さまざまいろいろな業務、策定業務とか、委託している部分もありますね。先ほども、ちょっとお話に触れたのかなと思うんですけれども、このアドバイザーの本当の意味で整合性、どのような方法でとっていくのかと、ちょっと不安に思う点もあるのでご説明をいただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今のところ町長が必要と認める分野について具体的に考えておりません。今後出てくるかもしれないということで、必ずしも今上げています5分野だけには限らないだろうと思っております。複数ということも、先ほど申しあげましたけれども、これも全くこれは否定できません。ただ、そう多く何人もアドバイザーをというふうには思っておりませんが、必要であればこれはあり得ます。それから、先ほどの委託とのかかわりでございますけれども、実は、防災に関するアドバイザーとして予定しています島田先生ですけれども、島田先生に關しましてはアドバイザーといいますよりも、いわゆる業務委託という形で、島田先生、大学のほうと契約を結ばさせていただいて行っていきたいと思っております。ただ、この島田先生という方は、ここにありますように、国土交通省出身の方で、幅広い知識、経験をお持ちの方ですから、業務委託という枠以外でもいろいろとご相談できる、ご尽力いただけるというふうな方であると思えますので、いわゆる委託とアドバイザーの間での矛盾というものは出てこないという

ふうにご考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長にお伺いしたいと思います。

今の17番の高橋議員からも運用についてちょっと触れられたんですけども、今まで議会、今回の議会の中でも、アドバイザーに関して町長からもいろいろ発言がありまして、いろいろなイメージをつくらせてもらっているんですけども、実際、町として職員の方々、町民の方々と一緒にここに上げたさまざまな部分の分野の中での政策の方向性を練るといふ部分と、町長、たまにお話しするんですけども、町民の方々同士で、これは提案型にもつながってくるんですけども、町民自身でこのようなことをやりたい、または、町民の組織でこういうことをやりたいといったときに、その運用として、アドバイザーの先生方に助言をお願いして、そういう部分に関しては、費用に関しては、こういう言い方はちょっとまずいですね。団体ではなく町が持っていただけたらとか、そういう組織が、または町民がきちっと取り組む姿、また、その組織、団体の目的が明確にされている部分での、先生方のお手伝いをいただく、アドバイスをいただくという部分のイメージというのが、ちょっと、もう少しわからなかったものから、そこは町長が思い描いている運用の方法というものを説明していただければ、もっと、もっと先生方の知識経験というものを、町民の方々と同時にまちづくりに反映できるんじゃないかというような思いをいたしましたので、ちょっともう少しその辺突っ込んだ形でお話しいただければというふうに思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ちょっと具体にお話をさせていただきます。

例えば、金沢 茂先生、6月からおいでいただくことになってはいますが、この先生、経歴を見てもおわかりのとおり、もともとこの方は音楽家、トロンボーン奏者として、日本の音楽大学、そして、ウイーンの大学でも学ばれた方でございます。途中から、マネジメントのほうに転向されて、今、民間の交響楽団というのは非常に経営が今大変なわけですけども、非常に健全経営に持ってこられた立役者のお一人なんですね。ですから、そういった方のお力をおかりしまして、ぜひ、バツハホールにもっともっと多くの方が足を運んでいただけるようにというふうにご考えております。また、このバツハホール、いずれ、先ほど申し上げたような、ご質問にも、午前中申し上げたように、答弁させていただいたように、指定管理ということも、これは検討しなくてははいけない。そうした場合、受け皿づくり、これから、そういった受け皿づくりをする上で、こういった経験豊富な先生方のアドバイスということは、非常に私は貴重

だろうと思っております。ですから、これからバツハホールの受け皿となつていただくような団体を育成していく、そういったときにこの金沢先生、費用は、これは町がもちろん持ちますので、そういった団体の皆さんが金沢先生のこれまでの経験値を十分に活用していただいて、受け皿づくりをしていただければいいなというふうに思っております。

また、新妻先生に関しては、新エネルギーの分野でご協力いただける方ですけれども、将来的に、できれば私は近い将来というふうに望んでおりますが、町民が出資をして、電力会社を立ち上げる。実は、今6月議会ではないかと思えますけれども、東近江市で新たな条例を制定するんですね。これはどういう条例かといいますと、市民が出資した電力会社が公共施設の天井を借りて、そして、太陽光発電を設置する際の賃貸料を当然市は取るわけですけれども、そういった屋根を一般市民がつくった電力会社等に賃貸する場合の条例というふうなものを上程するというふうに聞いておるんですが、例えばといいますか、加美町でも、そういった市民の出資による電力会社を立ち上げる。ただ、そういったときに、これはやはり新妻先生のような専門の方々のご協力がないとできませんので、そういったときも、ぜひこれは活用していきたいと。あるいは、例えば小さな集落、ここの用水を使って、小水力発電をしたいんだけどもというふうなご相談なんかもあるかもしれません。例えばそういったときにも、新妻先生のご助言というものもご活用いただけるのではないかと。

ですから、町民のこれからこういうことをしたい、こういうことに取り組みたいという際に、ぜひ、こういった先生方をご利用いただければなというふうに思っております。こういったことを通して、協働のまちづくりというものが、一步、二歩と前進していくのではないかとというふうに思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第53号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決するこ

とに決定いたしました。

日程第16 議案第54号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（一條 光君） 日程第16、議案第54号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第54号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が施行され、外国人登録法が廃止されるのに伴い、地方自治法第291条の3第1項及び第3項の規定により、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の内容は、外国人登録法に関する表記を整理するもので、お手元に議案資料として規約の新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第54号宮城県後期高齢者広域連合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第55号 平成24年度加美町一般会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第17、議案第55号平成24年度加美町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第55号平成24年度加美町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億1,579万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ122億1,779万円とする補正予算と債務負担行為の追加、地方債の追加及び変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、県支出金として、再生可能エネルギー等導入補助金441万円増、草地畜産基盤整備事業補助金1,935万1,000円増、繰入金として東日本大震災復興基金繰入金400万円減、財政調整基金繰入金3,000万円増、諸収入として被災地学習活動支援事業委託金163万7,000円増、辺地共聴施設新設対策事業助成金448万円増、町債として、公共放牧場整備事業債1,360万円増、温泉施設整備事業債2,730万円増、災害復旧事業債1,420万円増などであります。

歳出については、総務費では、辺地共聴施設新設対策事業448万円増、再生可能エネルギー等導入補助金事業441万円増、農林水産業費では、加美地区公共放牧場整備事業1,354万8,000円減、草地畜産基盤整備事業4,257万8,000円増、商工費では、薬師の湯冷温水発生機更新事業2,730万円増、土木費では、民間住宅リフォーム助成事業500万円増、消防費では、防災計画策定事業400万円減、放射線線量計購入事業297万4,000円増、教育費では、被災地学習活動支援事業163万8,000円増、外国語指導助手派遣委託事業567万円増、災害復旧費では町道災害復旧費1,395万7,000円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 17ページ、農業振興費の中の人農地プラン検討会議委員謝礼とありますが、これはちょっと認識不足なんです、農地水の関係とは違うのかどうか、どういう内容なのかをお伺いします。

それから、畜産業費の中の今町長から説明がありましたが、草地畜産基盤整備事業として計上されているんですが、こういった放射能汚染の心配のある時期の整備事業としてはどの程度までを予定しているのかをお伺いします。

それから、19ページの災害対策費、焼却灰回収搬出業務委託料と焼却灰放射能検査委託料の

2項が上がっているんですが、これはもしかしたら、加美町で処理できるものではないのかもしれないんですが、資料の中の東北電力福島第一原子力発電所事故による放射能対策についての資料の21ページにありました県の出している放射線低減化システムの流れの中に、除染、保管、減容、封じ込めというふうにしてあるんですが、焼却することによって焼却灰の中に放射線濃度が高くなるということは、去年なんかも起きた事件等々でご記憶の方も思うんですが、これにもしかしたら、広域のほうで焼却するにしても、加美町が出してやるときに、放射能汚染が進むおそれもありますので、焼却するときにはフィルターを使うことによってかなり減却することができるということは、この間、栗原市で行われた小出裕昭さんの講演でもお話出たんですが、焼却するときにはフィルターを使ってやるようにというふうな話を広域のほうにも持っていけないものかどうか。それがひいては全体の汚染を減却することにつながるので、そういった意味で、ちょっとお伺いします。

それから、最後、20ページの事務局費、教育総務費で小中連携英語教育推進事業というふうに、昨年から事業報告の中にあっただけですけども、これと関連して、志教育の予算は、既に3月の時点で出ていたかと思うんですが、志教育の何たるかについて、ここできちんと簡潔に説明していただくと同時に、どういうことを進めようとしているかも簡潔にお願いしたいと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

まず、人農地プランでございますが、これは農地・水とは関係ございません。現在、農業の担い手が平均年齢65歳を超えているということで、5年後、10年後の担い手を育成、確保することが急務となっております。その関係で、国が平成24年・平成25年度で各地区で作成してくださいということで始まった事業でございます。内容としましては、各地区の行政区とか、集落営農の単位で、その地区の農業の担い手を地区の皆さんで話し合っただけで決めていただく。10年後に安心してその方に集積ができるようにというようなことのプランづくりでございます。その中で、基本的に12名の作成検討委員会がございますが、報酬につきましては、集落代表ということで3名の方が民間の方が入っておりますので、その方々の報償費でございます。

それから、2点目の草地造成につきましては、放牧場につきまして、今年度は測量設計のみで、来年度から本格的な草地の基盤整備とか、そういったことを行っていきたいと考えております。したがって、先ほどの放射能の問題につきましては、除染作業もあわせて行っていくということでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

19ページの焼却灰の回収、それから、放射能検査の件なんですけれども、これは平成24年2月24日付なんですけれども、町内のまき、灰を検査したところ、ちょっと濃度の高い灰が出たと。これにつきましては、国・県のほうからの指示待ちだったんですけれども、一般廃棄物として町が回収して保管しておけというふうなものが来ましたので、それで、町が回収して保管、特定廃棄物等々になりますので、国が引き取るまで町が安全管理をきちんとして保管をするというふうな形で行うことにしております。

それから、大崎広域のほうの焼却ということちょっと出ましたけれども、大崎広域事務所のほうで今行っておりますのは、焼却した場合残りの灰が8,000ベクレル以下のものは引き受けられますけれども、それ以上のものは特定廃棄物となりますので、引き受けられないというふうな回答をいただいております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

志教育は予算には載っていないんですけれども、当初予算でも載っておりません。これは教育事務所から直接お金が行って一般会計には入っておりません。

志教育というのはどういうものかということなんですけれども、簡単にということは言えないんですけれども、みずから学ぶ力と自立する力、生き抜く力を身につけるためにと、そういったことなんですけれども、今小野田中学校区でやっているわけなんですけれども、当然、中学校のほか、小野田地区の小学校3校、そういったことで、それから高校も、中新田高校が連携校ということで入っております。そして、取り組み方針としましては、県の教育基本計画、宮城県震災復興計画に基づき復興を支える人材の育成も視野に入れ、志教育に係る取り組みを推進するということと、それから、各校との共通理解のもとに各校におけるそれぞれ志教育として取り組んでおりますけれども、そういったことの連携を図りながら、小・中・高とのつながりを生かした取り組みをやっていくというようなことになります。十分説明できたかわかりませんが、そういったことです。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 焼却灰の件について説明いただきましたが、町としては、じゃあ、どこに、どのような形で、遮へい埋却するつもりでいらっしゃるのか、今の時点で計画がありましたらお願いします。

それから、志教育については今の県の教育長さんの肝いりで始めたことかと思いますが、計画等がありましたら、後で見せていただければと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

現在のところ、どの程度の焼却灰になるのか、まだ確認していないんですけれども、区長さんなり、それから、いろいろな方々を通して連絡し、回収したいと思っております。その回収した灰については、町内にマテラス青梅という会社がございますけれども、そのところで、汚染物保管用の容器というものをつくっております。ドラム缶の中に、ポリマーフィルムなり、特殊コンクリートを付着させて放射性物質を95%ぐらい遮断できるという品物だそうでございます。まだ、実物は見えていないんですけれども、これを町のほうに2つほど提供してもいいと、町長を通じて申し出がありましたので、これを利用して、青木原の人と動物が入らない部分に一次雨風をしのぐような形で保管していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 追加でございます。

今、申し上げたマテラス青梅という木伏工業団地にある会社でございますけれども、ここは実績がございます。固有名詞はあげられないんですが、原発関係の施設にもここは納入しているものであります。これを2基寄附をしますということを工場長のほうからお話がありましたので、95%遮へいできるということでございますから、これをぜひ使わせていただきたいと。量によっては、3基目以降は購入せざるを得ないと思いますけれども、購入ということもあり得るんだと思いますが、できるだけそういったものを活用してまいりたいと。

それから、大崎広域に関しては、1カ月ぐらい前になりますか、組合会議のほうでも、一関市の事例を出しまして、一関市の事例と申しますのは、一般ごみに放射能で汚染された牧草、これをまぜて、混焼して4,000ベクレルまで放射線量を下げて、そして、一般ごみとして処分しているというふうな事例がありますので、その事例を紹介しながら、大崎広域で同じような取り組みができないか、フィルターは既に設置してありますから、できないかというふうなお願いをしてあります。加美町には焼却炉はございませんので、そういった形で広域のほうには働きかけをしているところであります。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 21ページの文化財保護費の遺物実測図作成業務委託料の具体的な内容を

お願いします。

○議長（一條 光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えいたします。

遺物実測図作成業務委託料の質問だと思います。これにつきましては、昨年、町道表薬菜線改良工事に伴う遺跡の発掘調査を行ったところ、約1,300点ほど多くの遺物が出土した。それを担当学芸員が整理はしておりますけれども、今年度中に報告書を作成するためにどうも手が回らないので、業者に委託をしたい。その委託の仕方なんです、1つの遺物が割れて、接合できる、2つ、3つねっばすことができる。これは最近めずらしいものだとということで、これを図化する。図示する。その委託料につきましては、接合状態については14組ほど考えている。個別で107点報告すると。全部で1,300点のうちそのぐらいの数は委託させていただきたいと、今回、予算をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） ちょっと多いので申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

16ページの企画費、補助金でテレビ共同受信施設組合費448万円、その下のまちづくり推進費の太陽光発電設備等設計業務委託料441万円、この内容と。

18ページ、一番上の薬師の湯冷温水発生機更新工事ということで2,730万円出ています。この内容。

それと、19ページ、民間住宅リフォーム助成ということで平成24年度予算で500万円計上しております、さらに、今、6月で500万円追加ということで、この辺の事情といたしますか、状況。

それと、20ページ、教育総務費の中の補助金でコーディネーター等配置事業というものがあるんですが、163万8,000円、これはどのようなことをするのか。

その次、21ページ、先ほど、一條さんの質問の次に、補助金として「大宮寺（オオミヤデラ）」と言うのですか、「ダイグウジ」と言うのか、山門維持管理ということで、予算は例年1万7,000円の補助金なんですが、ここで170万円の維持管理費が出ているのはどういうことなのか。以上お願いします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

16ページの企画費の補助金、テレビ共同受信施設組合費448万円でありますが、これは地デ

ジの難視解消のためのテレビ共同受信組合に対する助成ということでもあります。今回、米泉地区の大黒森地区、あそこで組合を立ち上げて共同アンテナを設置するというので、これまで国のほうから補助金として交付されておりましたが、今回から社団法人デジタル推進協会という協会を通して町に一たん補助金が入りまして、それを組合のほうに補助するという中身になっております。組合の1戸当たりの負担については7,000円ぐらいで済むという内容のものであります。以上です。

○議長（一條 光君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（遠藤 肇君） 協働のまちづくり推進課長でございます。

ご質問の太陽光発電設備等設計業務委託料に関してでございますが、この事業に関しましては、再生可能エネルギー等導入補助金というものをいただいて行う事業でございます。被災地域の地方公共団体の行う防災拠点へのそういう再生可能エネルギーを導入するそれらについての補助を行うというものでございまして、国の環境省のほうから県のほうへ基金造成という形で助成が来てございます。町のほうでは、宮城県のほうからその基金を展開して行う事業という形で全額補助という形になるものでございます。

今回上げさせていただいておりますのは、5つの施設に太陽光の発電設備及び蓄電池等を設置をしたいと。そのための設計の分の委託料ということでございます。ちなみに5つの施設でございますが、小野田支所と宮崎支所、そちらのほうには19ワットの太陽光の発電が掲載されます。あわせてリチウムイオンの蓄電池、9.6キロワットを2基ずつ、現在おのおのの施設にということで考えてございます。続いて、今度は学校のほうになります。防災拠点で避難施設になるというところでございますが、学校につきましては、中新田小学校と東小野田小学校、宮崎小学校、その3校に太陽光及び蓄電池が先ほどの支所と同じものでございます。あわせて、学校の場合、体育館がございまして、避難的な部分、体育館で行われることが多いということ。体育館に関しては校舎の水銀灯の照明がありますが、それらをLEDの照明に変えるのに関しても今回この事業で該当になりますということでございます。そちらの部分に関してもLEDに交換をするというのもあわせて行うというものでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長でございます。

薬師の湯の冷温水発生機の更新工事でございますけれども、これにつきましては、薬師の湯全館の冷房、それから暖房を行っている設備でございまして、昨年後半から経年劣化によりまして腐食等が見受けられるようになりました。それで、修繕等によりまして手直し等を行ってき

たわけでございますけれども、それで大体1年、2年は間に合うかと思っておりましたが、中に入っております触媒の影響によりまして、腐食の度合いが急速に進みまして、4月後半から、多少修繕も行いましたけれども、今現在、使用できないというような状況になっておりますので、今回、補正予算としまして提案させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長です。お答えいたします。

ページ数、19ページの民間住宅リフォーム助成事業の質問でございました。当初予算500万円計上させていただきましたけれども、6月6日現在で、当初分として既に申し込み件数が59件ほどありまして、交付決定額が499万5,000円ということで当初の予算が残り少ないというか、ほとんどゼロということになって、今回、500万円の追加をお願いしたものでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） それでは、学び支援コーディネーター等配置事業ということについて説明させていただきます。これにつきましては、被災地における児童生徒の学習を支える、支援するという事業ですが、国から県に3億5,000万円ほど来ております。県では、本来は沿岸部等の被災地なんでしょうけれども、県全体が被災地ととらえて、すべての市町村で希望があれば放課後とか長期休業中の子供たちの学びの支援をする事業というふうなことでございます。かつて、四、五年ほど、教育事務所単位で地域学習支援センター、高校を会場として、大崎であれば黎明高校を会場として、小学校4年から中学校3年まで、夏休み、学習相談等をやっていたんですが、それを今度は市町村単位でというふうなことです。教育委員会としましては、一市町村に1,000万円くらいまでお金が渡ることができるというふうなことで、これはパスする手はないなというふうなことで検討しまして、ただ、1年を通して土曜日とかでは、ちょっと難しいだろうというふうなことで、夏休みに10日ぐらいをやってみよう。町内1カ所とも考えたのですが、もう少し子供たちが集まりやすいというふうなことで、3カ所、各地区で、中新田は中新田公民館、小野田は文化センター、宮崎は生涯学習センター、ここを確保しまして、一番最初にコーディネーター、これが1名、これはこの事業を采配していく。そして、その次に、学び相談員、これは各地区で1人ずつということで教職経験者、この学び相談員については、子供たちの学習の相談及び保護者からの子供の学習についての相談とかも受けるというふうなことになります。そして、実際に子供たちと接して、課題等について、助言してやったり、教えてやるという学び支援員、これは主に大学生というふうなことで、今、必死になっ

て大学生がなかなか確保できない。地元で、でも、何とかと思って今やっているところです。
以上でございます。

○議長（一條 光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えします。

まずもって、大宮寺山門につきましては、町指定の有形文化財になっております。町指定有形文化財につきましては、議員さん、先ほどおっしゃったとおり、当初予算において維持費としまして1万7,000円を予算化させていただいておりますが、今回の補正につきましては、3・11地震における災害復旧工事に係るものでございます。この災害復旧工事につきましては、文化財の条例によりまして、町で補助するというふうになってございまして、持ち主の大宮さんに対して、2分の1相当の金額、今回は総額340万を超えておりますので、170万を補助するものでございます。

なお、この補助につきましては、最初は当初予算に計上したいということでございましたが、復旧業者からの見積書が当初予算までは間に合わなかったということで、今回の補正でお願いすることになったものでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） もう少し詳しくお伺いしたい点が……。商工観光課長、先ほどのやぐらの冷暖房、これというのは何年ぐらいもつというか、耐用年数どのぐらいもつのかと。

教育長にお伺いしますが、先ほどご説明いただいた中で、1,000万円ぐらいはもらえそうだという話で、今回、160万ちょっとということで、もし、効果があればさらにももらえる可能性があるものなのか。

それと、最後に、大宮寺、これは大宮神社のところと思ってよろしいんですか。大宮寺というのは、ちょっといろいろ調べたんですが、わからなかったもので、大宮神社のことなんでしょうか。その場合、町の指定重要文化財ということで、例えばというと失礼なんですけど、鹿島神社とか、ダウンバーストとか、いろいろ、そういったどういう場合に補助ができて、どういう場合にできないとか、あとは信教の自由とか、そういったものに対してどのように判断したらいいのか、その3点お願いします。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） これにつきましては、通常の機械設備でございますので、耐用年数としては七、八年と考えておりますが、やっぱり、使用の状態によりまして、短くなったり、長くなったりということだと思います。ただ、今回のこの設備につきましては、平成5年

創業以来、ずっと使っておりまして、修繕等をしながら約20年ほど使っております。以上です。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 今回160何万円というふうなことです、これでも目いっぱい予算を何とか消化しようというふうなことです。今年度についてはこれでやるということです。また後、効果等を見て、いつまで、何年までこの事業が続くかということについては、県教委でもちょっと答えられないというふうなことなんですが、ことしだけではないと思うんですね。ことしの成果を見て、もっとふやしていくとか、そんなことを検討したいというふうに思っています。

○議長（一條 光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えします。

まずもって、大宮寺ということで、これは薬菜神社の中にある山門ということです。それから、補助の対象でございますが、町の文化財保護条例の第10条によりまして、指定の有形文化財の管理または修理につき多額の経費を要する場合は、所有者に補助することができるということがありまして、前例で2分の1以内ということで今回2分の1ということにさせていただいております。以上です。

○議長（一條 光君） 鹿島神社との兼ね合いについて……。

○生涯学習課長（猪股清信君） すみません。鹿島神社との兼ね合いにつきましては、ちょっと私把握してございません。申しわけございません。

○議長（一條 光君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号平成24年度加美町一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第55号平成24年度加美町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

号)

○議長（一條 光君） 日程第18、議案第56号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第56号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の23億2,000万円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

その内容は、介護認定審査会費として、認定調査等費231万4,000円を増とし、予備費から同額を減額するものであります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第56号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第57号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（一條 光君） 日程第19、議案第57号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第57号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

てご説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会委員、田中美知子委員の任期が平成24年6月25日までとなっておりますので、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

本件は、人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第57号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で採決を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（一條 光君） ただいまの出席議員は19名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に19番伊藤信行君、1番下山孝雄君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、開票立会人に19番伊藤信行君、1番下山孝雄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（一條 光君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（一條 光君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（一條 光君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。19番伊藤信行君、1番下山孝雄君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（一條 光君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 19票

うち 賛成19票であります。

以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第57号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第20 議案第58号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第21 議案第59号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第22 議案第60号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第20、議案第58号、日程第21、議案第59号、日程第22、議案第60号の加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第20、議案第58号、日程第21、議案第59号、日程第22、議案第60号の加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題とすることに決定いたしました。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第58号から議案第60号までは、加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める案件でございますので、一括してご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の3人の委員の任期が平成24年6月22日で満了となりますことから、同委員の選任について地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第58号は、旧中新田町において平成7年から固定資産評価審査委員会委員を務められ、加美町においても同委員を務めていただいております鈴木清人さんを引き続き選任するものでございます。

議案第59号は、旧宮崎町において平成9年から固定資産評価審査委員会委員を務められ、加美町においても同委員を務めていただいております福田 宏さんを引き続き選任するものでございます。

議案第60号は、新たに三浦庄一郎さん、住所は加美町字原八幡堂西1番73番地でございますが、適任と考え選任するものでございます。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。存じます。

よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

本件は、人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第58号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第58号加美町固定資産評価審査

委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第59号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第59号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第60号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第60号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第23 議発第2号 加美町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（一條 光君） 日程第23、議発第2号加美町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。猪股信俊君、ご登壇願います。

〔14番 猪股信俊君 登壇〕

○14番（猪股信俊君） 議発第2号加美町議会会議規則の一部を改正する規則についての趣旨説明を行います。

本案件は、一般質問における質問方式については、一括方式と一問一答方式の選択制を取り入れていましたが、すべて一問一答方式で実施することと決定したことから、同一議題に対して質問の回数の制限がなくなったため、質問について第62条で準用を規定している質疑の回数を削除するものであります。

議員各位の賛成をお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号加美町議会会議規則の一部を改正する規則についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議発第2号加美町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議員派遣の件について

○議長（一條 光君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第118条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第25 閉会中の継続調査について

○議長（一條 光君） 日程第25、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長近藤義次君より、「行財政改革の効果と今後の政策課題について」、「生活環境の整備状況について」結論が出ないため、教育民生常任委員会委員長佐藤善一君より、「保健・医療及び福祉体制の充実について」、「幼児学校教育及び生涯学習の振興について」結論が出ないため、産業経済常任委員会委員長米木正二君より、「産業の振興策と課題について」結論が出ないため、議会運営委員会委員長猪股信俊君より、「議会改革の取り組みについて」結論が出ないため、新庁舎建設特別委員会委員長近藤義次君より、「加美町の新庁舎建設

整備に関する事項について」結論が出ないため、やくらいリゾート開発事業調査特別委員会委員長高橋源吉君より、「やくらいリゾート開発事業に関する事項について」結論が出ないため、以上6委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は6月21日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして平成24年加美町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時46分 閉会